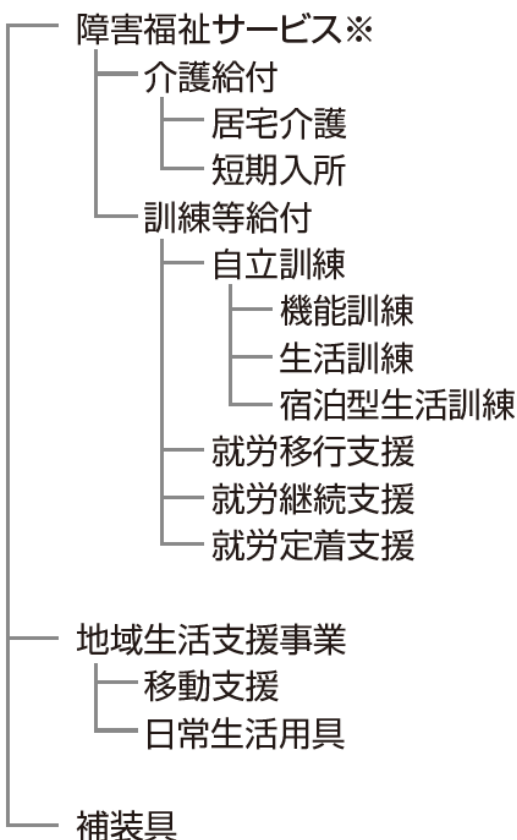


## 6 障害者総合支援法による福祉サービス

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービスや補装具等支給の対象となりました。

本ガイドブックでは、難病患者の方がご利用いただける主な福祉サービスを掲載しています。

### 【難病の方が主に利用できるサービス】



※障害福祉サービスを利用する場合には、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画(案)を提出していただく必要があります。

### 【対象者】

福祉サービスの対象となる難病は366疾病です。対象の詳細については「難病情報センターホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/entry/5702>)」をご確認ください。

- 難病医療費等助成制度受給者、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者
- 難病医療費等助成は受けられなかったが、非認定通知書をお持ちの方
- 難病医療費等助成は受けられなかったが、医師の診断書をお持ちの方

※次の方については、福祉サービス利用の優先関係が異なる場合があるため注意してください。

- 身体障害者手帳をお持ちの方
- 介護保険(2号被保険者も含む)の認定を受けている方
- 40歳以上65歳未満の特定疾病該当者で生活保護受給者(みなし2号)

## ①障害福祉サービス利用の流れ

利用する障害福祉サービスの種別に応じて、手続きが異なります。

